

## 第5号ビラ 早大理事会が法学部アンケートを撤回、謝罪。脱法クーリングを断念 首都圏大学非常勤講師組合

4コマ上限についても譲歩「語学・実験・実習については当分の間6コマを上限とする」

非常勤講師組合は、**組合員102人で早稲田ユニオン分会を結成しました**

**数百人の分会・千人の組合をつくり、不利益変更を完全に撤回させましょう**

**早稲田大学理事会は、来年3月末の日本語非常勤インストラクター5年雇止めを撤回すべきです**

法学部アンケートは撤回し、謝罪する。クーリング期間の意図的な設定は行わない

早稲田大学理事会は、第3回団交（7月22日）において、7月の教務担当教務主任会議において、法学部のアンケートは、不適切である、と報告したことを明らかにしました。組合側は、**法学部のアンケートは、単に不適切なのではなく法を潜脱するものであること、また、理事会のクーリング実施方針を受けたもので理事会の責任は免れないことを指摘し、クーリングアンケート自体を断念するよう求めました。**しかし、理事会側はこれを拒否しました。第4回団交（8月22日）では、組合側は引き続きこの問題を追及しました。理事会側は、**法学部のアンケートは撤回したと明言し、組合側に謝罪しました。また、意図的にクーリング期間を設定すること自体が脱法行為であることを認め、今後行わないと約束しました。**この早稲田大学の決定は、全国の大学におけるクーリング期間設定による期待権はく奪の動きをストップさせることにつながる重要な成果です。

「語学・実験・実習については、当分の間6コマ上限とする」（7月22日第3回団交・理事会側発言）

理事会は第3回団交において、「語学・実験・実習については、当分の間6コマ上限とする」ことを7月の教務担当教務主任会議で確認したことを明らかにしました。6月18日のコマ減実施計画の発表以降、組合の撤回キャンペーンに応じて、非常勤講師が組合に加入する動きが加速する事態を受けて、「当面の間」6コマの担当を認めることで、組合加入の動きを阻止し、不利益変更の完全撤回に追い込まれることを避けようとしたものと考えられます。第3回団交で、理事会側は初めて部分的であれ組合からの批判に応える対応をとったのです。

首都圏組合は早稲田大学で百人の組合員を確保、9月21日に早稲田ユニオン分会を結成しました。

首都圏大学非常勤講師組合は、9月21日、早稲田大学構内で臨時総会を開催し、早稲田ユニオン分会の結成を決定しました。5年雇止めと4コマ上限等の不利益変更の完全撤回を主張する組合のキャンペーンに応じて加入の流れが生まれ、早稲田大学に100人を超える組合員を確保することに成功したのです。臨時総会では当面、**i. 10コマ上限によるコマ減（10人）、ii. 商学部のビジネス英語のチュートリアルイングリッシュへの置き換えによるコマ減（13人）、iii. 日本語非常勤インストラクターの5年上限による雇止め（20人）の撤回に全力を挙げる**こと、違法な就業規則と不当なコマ減計画が撤回されない限り、ひとりの雇止めもひとつのコマ減も許さない、との方針を決定し、数百名の分会を作り上げて不利益変更を撤回させていくことを宣言しました。

**【カンパのお願い】**102名で早稲田ユニオン分会が結成されましたが、引き続き非常勤講師の生活と権利を守る闘いにご協力ください！（カンパ目標：1000万円；会場費、広報、弁護士費用等に資金が必要です）  
**送金方法** ①振込用紙または②ご自分のゆうちょ口座から送金できます【記号00140-9、番号157425】、③他行からは【ゆうちょ銀行〇一九店（ゼロイチキョウ店）口座番号0157425】にお願いします（①②送料無料、③有料）。

日本語インストラクター就業規程の09年4月1日適用及び14年3月末の5年雇止めは違法・無効

日本語非常勤インストラクターの5年雇止め問題は、2009年4月1日付で早稲田インターナショナルから移籍し、早稲田大学の直接雇用となったインストラクターが、5年上限の就業規則に基づき、来年度の3月末で一律雇止めとなる問題です。組合側は第4回団交で、この5年上限の根拠となっている「日本語教育センターインストラクター規程」について、**i. 2009年4月以前には、契約年限がなかったこと、ii. 就業規則制定のための労働者過半数代表の選出が行われておらず、当然に意見書も得ていないこと、iii. この規程の施行は、2009年5月29日であり、それが4月1日に遡って適用されていること、を確認し、この瑕疵がある就業規則に基づいて2014年3月末の5年雇止めを行うことを断念するよう求めました。**これに対して、**理事会側は、（就業規則に問題があっても）労使の個別合意があれば、5年雇止めはできる、ことを主張しましたが、組合側が個別合意の有無をただしたところ、「把握していないので事実を確認し、回答する」ことを理事会は約束しました。**

日本語教育センターが非常勤インストラクターに契約不更新（退職）を含む雇用条件確認書を送付

ところが、9月12日～13日に、2009年以降継続して雇用されている日本語非常勤インストラクターのみなさんに、契約不更新（退職）条項を含む雇用条件確認書が交付され、9月18日までの提出が指示される事態が生じました。理事会側は、第4回団交で事実の確認と回答を約束したにも関わらず、個別合意が無い、という事実を報告する代わりに、第5回団交の以前に、新しい契約書を交付して、個別合意を造りだし、5年雇止めを強行しようとしたのです。**組合は、契約不更新条項部分に下線を引き、この部分は同意できませんとの添え書きをして、雇用条件確認書を提出するよう呼びかけ、提出対象者の約半数がそれに応えた模様です。**

事情が分からず出してしまった人も不同意の添え書きをした人も組合に入り、たたかきましょう

日本語非常勤インストラクターの5年雇止め問題は5年目の途中まで不同意表明が行われていなかったという不利な条件があるもの、不利益変更遡及の瑕疵により、雇止めの無効を主張するのに十分な根拠があります。重要なことは全員が組合に結集し、団結して行動することです。事情が分からずそのまま出してしまった人も不同意の添え書きを出した人も、全員が組合に加入し、強力な団体交渉の態勢を構築しましょう。理事会側は5年雇止めの根拠を失い、焦って個別合意を取りに来ているのです。状況は私たちに有利に大きく傾きつつあります。私たちが団結すれば必ず事態を打開し、雇止めを撤回させていくことができるはずです。

首都圏大学非常勤講師組合・早稲田ユニオン分会 相談・連絡先：090-4006-2990（今井 拓）  
加入申し込みFAX：04（2946）2878 加入・相談メールアドレス：taku\_imai@hotmail.com